

地域で福祉活動を行うボランティア団体などを支援します

令和7年度 地域福祉振興助成金（立ち上げ支援助成）のご案内

地域福祉振興助成金は、札幌市地域福祉振興基金の運用益を活用し、地域福祉の振興に資する活動を行う団体に対して、その活動費の一部を助成するものです。

立ち上げ支援助成とは

- ・新しくボランティア団体を立ち上げる際に必要な資材
 - ・ボランティア団体の活動拠点を整備する際に必要な備品什器費
- など、新たにボランティア団体を作り、活動を始める際に必要となる経費の一部を助成するものです。設立後1年未満の団体が対象となります。

◆助成対象団体等

- ・札幌市内で活動する、ボランティア団体、非営利の在宅福祉サービス提供団体等
- ・5人以上で構成され、団体を設立してから1年未満であること
- ・札幌市から直接的又は間接的に助成を受けていないこと
- ・札幌市社会福祉協議会のボランティア登録を行っていること

など

ただし、以下のような団体・活動は除きます。

- ・活動資金に余裕のある団体
(団体予算額に占める助成金の割合が5%未満)
- ・法令等に基づき組織されている団体、行政から委嘱・任命された職務に伴う活動
- ・政治活動、宗教活動と判断される活動
- ・自助的性格の強い活動（団体構成員相互の支援活動）

など

◆助成対象経費

- ・備品購入費等・・・団体を立ち上げる際に必要な資材の購入費
活動拠点を整備する際に必要な備品等の購入費

◆助成額

次のいずれか低い額とします

- ① 助成対象経費の2分の1（千円単位。端数は500円以上切り上げ、500円未満切り捨て）
- ② 10万円

◆申請期間

令和7年(2025年)5月12日(月)～6月13日(金) ※必着

◆助成までのスケジュール

- 8月上旬 助成金運営審査会の開催（有識者により構成され、助成金の交付可否を決定）
- 8月中旬 決定通知書送付（交付の可否を通知）
- 8月下旬 請求書提出
- 9月下旬 （助成が決定した場合）助成金振り込み
- 来年3月 事業実績報告書提出・確定通知書送付・精算書提出

◆申請方法

- ・下記の申請書提出先へ事前連絡の上、持参又は郵送により申請書等を提出してください。その他の提出書類など、詳細につきましてはお問い合わせください。

お問い合わせ先（申請書提出先）

札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階
電話 211-2932 FAX 218-5180



さっぽろ市
02-F01-25-877
R7-2-671

SAPPORO